

提言「ADR法の改正に向けて」について

東京大学准教授*

垣内秀介

Shusuke Kakiuchi

* 筆者は、日本ADR協会・ADR調査企画委員会の委員として、後述のWGに参加し、その座長として本提言の作成に関与した者であるが、以下の叙述は、筆者個人の責任において行うものである。

1 はじめに

日本ADR協会は、2012年4月2日に、提言「ADR法の改正に向けて」（以下「本提言」と呼ぶ）を法務大臣宛に提出した。本提言は、同協会において進められてきたADR法改正問題に関する検討結果をとりまとめたものである。本稿では、本提言の背景および検討の経緯について述べた上で、提言の内容について簡単に紹介する。

2 提言の背景および経緯

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）は、本年4月に施行後満5年を迎えた。同法附則2条は、「施行後5年を経過した場合」に、「法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との定めを置いていることから、これを機に、法改正の必要性について検討が加えられることになると予想される。

日本ADR協会は、ADRの振興等を目的として2010年9月に設立され、2012年3月現在、26のADR関係団体を会員とする団体である（同協会については、山田文「日本ADR協会の設立について」法の支配161号（2011）8頁、河井聡「日本ADR協会に期待される役割と活動について」仲裁とADR6号（2011）92頁参照）。ADR法改正問題は、同協会の設立趣旨からみても重要な検討課題であることから、同協会では、2011年3月に、同協会内外のADR関係者からなるADR法改正問題ワーキング・グループ（以下「WG」と略称する）を立ち上げて、法改正のための検討を行うことと

した。

WG設立に当たっては、日本ADR協会より、各種ADR機関に「参加のお願い」を送付してメンバーを募集し、応募者全員がメンバーとなった。メンバーの数は、15名である。

WGでは、法改正の検討に当たり、ADRの現場において各ADR機関が直面している実情や課題を的確に踏まえることが必要不可欠であるとの認識の下に、そうした実情の解明および法改正に関する各ADR機関の意見の整理・集約を目的として、2011年6月に、各種ADR機関を対象としたアンケート調査を実施した（このアンケート調査の結果については、本提言の末尾に概要が掲載されているほか、仲裁とADR7号において、公表が予定されている）。

このアンケート調査の結果からは、一方で、ADR機関の設立母体の業種や取扱分野ごとに、問題状況や問題意識が異なることが明らかになるとともに、ADR全般を通じて広く共有されている課題として、利用件数の低迷や、各種のADR手続進行上・業務運営上の問題が存在することが浮かび上がった。そこで、WGでは、こうした結果を踏まえて、ADRの多様性・自主性を尊重しつつ、魅力あるADRの発展に対する障害を取り除き、発展のための条件を整備するための施策を求めるとの基本的視点から、ADR法改正に焦点を当てた提言案の検討を進めた。WGの作成した提言の第一次案については、2011年12月5日に日本ADR協会において開催したシンポジウムにおいて各方面からの意見を聴取するとともに、本年1月13日を締切りとして、一般からの意見募集を実施した。WGでは、これらにおいて表明された意見をも踏まえつつ、本提言の原案をとりまとめ、本年2月に、日本ADR協会理事会に対して提出した。その後、同協会における所定の手続を経て確定されたのが、本提言である。なお、本提言およびWGのメンバー構成・審議内容等については、<<http://japan-adr.or.jp/>>に掲載されているので、ご参照されたい。

3 本提言の概要

本提言は、ADR法改正に向けた提言であることから、基本的に、ADR法の規定構造に即した形で、問題点を整理しているが、論点によっては、ADR法そのものの改正ではなく、他の法令等による対応や、法令の改正以外の方法による対応が必要と思われる事項も含まれている。また、本提言においては、WGにおける問題関心や議論の経緯を示す観点から、WGにおいて議論された論点については、両論併記となったものや、積極的な提言はしないとの結論に至ったものを含め、すべて掲載するものとしている。

提言として採用された主な内容は、以下のとおりである（カッコ内は、本提言における項目番号を示すとともに、適宜その内容を注記した）。

- ① ADRと裁判手続等との関係に関する理念の明確化（1-1-1：ADRと裁判手続等との関係について、両者が紛争解決の手段として互に対等の関係にあることを規定上明確化する）
- ② ADRの利用促進のための国の責務の明確化（1-1-2：ADR利用者の利便性の向上を図るため、ADRの担い手の資質の向上や、裁判所その他の国家機関、地方公共団体等とADRとの適切な連携のために必要な措置を講ずることについての国の責務を、規定上明確化する）
- ③ 秘密の取扱いについての規定の整備（1-4：調停に関連する情報について、手続実施者およびADR事業者の守秘義務を規定することによって、守秘義務の対象となる事項について民事・刑事訴訟における証言拒絶や、捜査機関等第三者からの照会に対する回答の拒絶を可能にするための根拠規定を整備する）
- ④ 認証手続の簡素化（4）
- ⑤ 裁判所等によるADR利用の勧奨（6-1：訴訟事件等が係属する裁判所等は、適当と認めるときは、事件の性質に応じて適当と認められるADR機関において和解交渉をすることを、当事者に対して勧めることができるものとする旨の明文規定を設ける）

⑥ ADRにおける和解合意に対する執行力の付与（7：ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とする）

⑦ ADRに関する広報の充実（8-1）

⑧ 法テラスとの連携の強化（8-2）

⑨ ADR利用の法律扶助の対象化（8-2-2）

⑩ ADR機関の財政支援のための予算措置（9）

⑪ ADR利用促進のための国側の体制の強化（10）

以上に対して、両論併記となった項目として、①弁護士法72条の規律の緩和の是非（3）、②認証の実体的要件（特に、弁護士の助言に関する要件）の緩和の是非（5）がある。

4 おわりに

以上のように、本提言は、ADR法の改正に焦点を当てたものであるが、このことは、現在多くのADR機関が直面している利用件数の低迷などの問題にとって、ADR法の改正が、あり得る唯一最善の手段であることを意味するものではない。むしろ、今後のADRの発展のためには、本提言においては必ずしも正面から取り上げられなかった各種の問題点、たとえば、相談・苦情処理との一般的な連携のあり方や、各種ADRの特質に即した利用促進策などについても、さらに検討を進めていく必要があるだろう。また、本提言中で取り上げられている論点においても、なお一致した結論に至っていないものがあるし、ADRと裁判手続との関係など、さらなる理論的な検討が望まれるものや、秘密の取扱いについての規律など、立法に当たってなお細部についての検討を要するものも少なくない。そうした意味で、本提言は、わが国におけるADRのあり方をめぐって今後も引き続いて行われるべき検討作業の一里塚にすぎないともいえるが、今後、本提言をも契機の一つとして、よりよいADR法制に向けて、さらなる議論や検討が進められることが期待されよう。